

質問① プロポーザル実施要領「2.参加資格」について

プロポーザル参加資格に「京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争京都入札有資格者名簿に登載されている者」と記載されているが、同入札参加資格を有しないが、過去に京都市の業務の受託実績があるような、公益性の高い団体等であっても参加することはできないのか。

回答①

他プロポーザルの参加資格等も参考にし、以下のとおり参加資格を修正します（質問②の内容も合わせて反映、黄色網掛け箇所が修正点）。

（修正点）

プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者または、社会福祉法人、公益社団法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（任意団体を含む。）の団体（以下「事業者」という。）であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- （1）公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- （2）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- （3）本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- （4）個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も保持していることまたは、個人情報の管理体制について、本市の承認を受けたこと。
- （5）京都市内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。
- （6）法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- （7）市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- （8）法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

質問② プロポーザル実施要領「2.参加資格（4）個人情報の取り扱い」について

プライバシーマークまたは ISO27001 の取得が参加資格の要件とされているが、これらを取得していない場合は一律に失格となるのか。基準を満たしていない場合の代替措置はないのか。

回答②

プライバシーマークまたは ISO27001 の取得を参加要件の基本としておりますが、これらを取得していない場合であっても、本業務を受託することができる個人情報保護体制を有していると本市が認める場合には、参加資格を満たすものとして扱います。

非取得の事業者が応募される場合は、本市が別途指定する「個人情報保護体制に関する確認資料」等の提出を求めることがあります。提出された資料に基づき、本市にて個人情報の管理状況が十分であると確認できた場合に限り、参加を認めます。

質問③ プロポーザル実施要領「1 委託業務の概要及び基本事項（4）委託金額の価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）について

事務委託料（年額 4,000 千円）は、本事業が複数年にわたり実施された場合、次年度以降に減額される可能性はあるか。

回答③

次年度以降の実施および今回プロポーザル実施要領に記載の事務委託料の金額については、各年度の予算編成状況や事業の実施状況等により変動する可能性があるため、現時点で確定した回答を差し上げることはできません。

ただし、本市としては、令和 9 年度以降についても事業の安定的・継続的な実施を視野に検討を進めていく予定です。